

荒川区基本構想

幸福実感都市 あらかわ



平成19年3月
荒川区

はじめに

私たちの郷土である「あらかわ」は、隅田川の自然に恵まれた、人情味あふれる心温かいまちであります。先人から受け継いだ、この「あらかわ」の良き伝統や歴史、文化を次世代に継承し、発展させていくことは、私たちに課せられた責務であります。

こうした思いを込めて、このたび新たな荒川区基本構想を策定いたしました。この基本構想は、公募区民による区政改革懇談会からの提言、学識経験者や区内有識者、区議会議員等を委員とする基本構想審議会における熱心な御議論、さらにパブリックコメントにおける区民の皆様の御意見などを踏まえた上で、区議会の議決を経て策定したものであり、今後、区民の皆様とともに、区が一つの方向に進んでいく道標となるものであります。

私は、区長に就任して以来、「区政は区民を幸せにするシステムである」という区のドメイン（事業領域）を明示し、



全力で区政を推進してまいりました。今回策定した新たな基本構想は、おおむね20年後の荒川区の目標すべき将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げるとともに、分野別に6つの都市像を示しており、荒川区を優しい声やあふれる笑顔に包まれ、信赖と愛情に満ちた地域にしたいとの願いを表したものであります。

今後、この基本構想に基づき、「幸福実感都市」の実現を目指し、更に質の高い行政サービスを提供することにより、荒川区の新たな歴史を切り拓いてまいります。

平成19年3月

荒川区長 西川 太一郎



目 次

1 新たな基本構想策定の背景	2
2 基本構想の位置付け	3
3 基本理念	3
4 荒川区の将来像と6つの都市像	4
(1)生涯健康都市	5
(2)子育て教育都市	6
(3)産業革新都市	7
(4)環境先進都市	8
(5)文化創造都市	9
(6)安全安心都市	10
5 将来像の実現に向けた区の取組	11

《用語解説》

《参考資料》

1 新たな基本構想策定の背景

我が国では、IT化及びデジタル化の進展に伴い、ロボット産業や、映画、音楽、アニメ、ゲーム等に代表されるコンテンツ産業の分野を始めとして、様々な分野でイノベーション（革新）が進むとともに、いつでもどこでもだれでも必要な情報を自由にやりとりできるユビキタス社会が到来しつつあるなど、新しい流れが注目されています。

一方で、フリーター・派遣社員などの非正規雇用者の増加による所得格差の拡大と固定化が進み、あるいはニートの出現に象徴されるように、将来に希望が持てない人々の増加が問題となっていると言われています。加えて、生命や人格の尊厳にかかる事件の多発やいじめの問題、大人のモラルの低下などが社会問題となっています。

また、我が国は、少子高齢化の急激な進行に伴い、これまで世界のどの国においても経験したことのない人口減少社会へと移行しています。

荒川区内に目を向けると、住工商が共存しながら発展してきたまちが、事業所数の減少、再開発事業や住宅の建て替えなどの進行、子育て世代を含む転入人口の増加などにより、質的に大きく変化していく潮目の時期を迎えてます。

さらに、区民の価値観の多様化や区政への参加意識が高まる中で、豊富な経験を有する団塊の世代が定年退職の時期を迎え、地域活動の新たな担い手としてまちに戻ってくるなど、区民自らが区政の担い手として、より一層積極的にまちづくりに参画していく転換点が見えてきています。

こうした新たな時代のすう勢や区を取り巻く社会状況の変化を見据えつつ、荒川区の将来を支える次世代に夢の持てる将来像を示すとともに、すべての区民がその目標に向けた取組を進め、更なる荒川区の発展と区民福祉の向上を目指すため、公募区民による区政改革懇談会等の意見も踏まえて、新たな基本構想を策定することとしました。





2 基本構想の位置付け

荒川区基本構想は、おおむね20年後の荒川区の目指すべき将来像について、すべての区民が認識を共有するとともに、その実現に向け、区と共に取り組んでいく方向性を示すものです。

区は、基本構想に示された将来像及び取組の方向性に基づき、基本計画、実施計画及び各種事業計画を策定し、総合的かつ計画的にその実現を図っていきます。

3 基本理念

荒川区基本構想の策定に当たって、構想全体を貫く基本理念を、以下の3つとします。

●すべての区民の尊厳と生きがいの尊重

すべての区民の生命、人格、人権が尊重され、だれもが自由で多様な生き方を選択できるまちを目指します。

●区民の主体的なまちづくりへの参画

地域を愛し、人を思いやるあらかわの良さをよりどころに、自立した区民が、主体的にまちづくりに参画するまちを目指します。

●区民が誇れる郷土の実現

世界の中の荒川区という視点を持ち、あらかわらしさを生かしつつ、新たな区の魅力を創出して、区民が郷土に対する誇りと愛情を持つことができるまちを目指します。

4 荒川区の将来像と6つの都市像

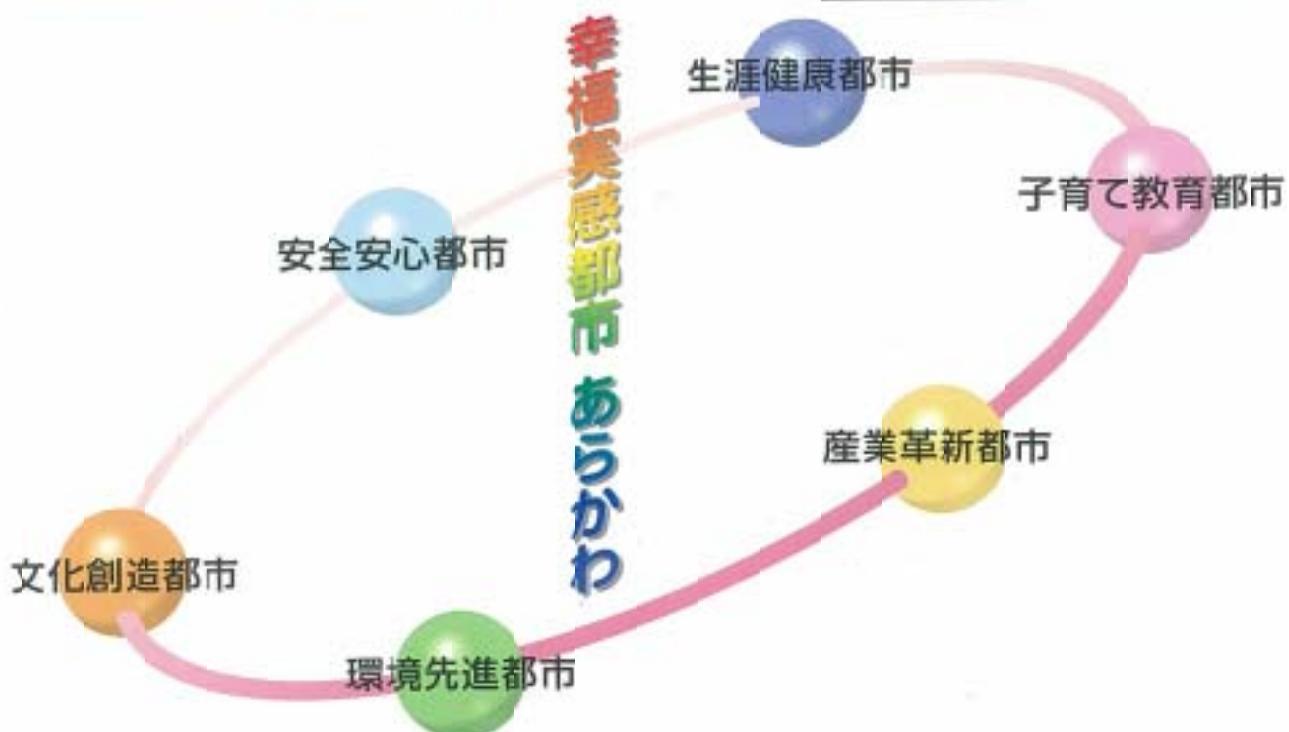
将来像

幸福実感都市 あらかわ

荒川区の目指すべき将来像を「幸福実感都市 あらかわ」として、物質的な豊かさや経済効率だけでなく、心の豊かさや人とのつながりを大切にした、区民一人一人が真に幸福を実感できるまちを目指します。

このため、都心に近接した交通の利便性や隅田川の水辺空間、下町らしい人情味あふれるコミュニティを基礎とした地域力、モノづくり産業の集積した地域特性など、荒川区の強みを最大限に活用するとともに、災害に強く、犯罪の少ない安全で安心できる暮らし、環境に配慮した美しいまち、生涯健康に暮らせる質の高い生活を実現し、地域の魅力を更に高めていきます。

「幸福実感都市 あらかわ」に込めた6つの都市像(それぞれの分野ごとに、今後、実現すべき姿)とその実現に向けた取組の方向性を、以下に示します。





I

生涯健康都市

～健康寿命の延伸と早世の減少の実現～

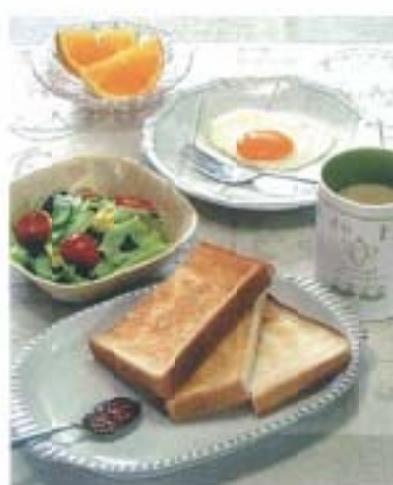
区民一人一人が、生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるまちを目指します。また、高齢者や障がい者を含め、だれもが安心して暮らせる活気ある地域社会を目指します。

●生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現

- だれもが生涯にわたって健康を保持し、充実した人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸と早世の減少に向けた取組を進めていきます。
- 健康づくりに対する区民の意識を高め、区民自らが健康づくりに取り組める環境整備を進めています。
- あらゆる世代にわたり食育を推進し、区民の健康づくりを支援していきます。

●高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

- 高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するため、介護予防の取組を推進とともに、在宅や施設におけるサービスを充実させていきます。
- 高齢者の積極的な社会参加と活力に満ちた高齢期の生活づくりを支援していきます。
- 障がい者が、地域社会において自立した生活を営み、様々な分野の活動に参加することができるよう、就学や就労の機会などの確保に努めるとともに、バリアフリー化の推進などユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。





2

子育て教育都市

～地域ぐるみの子育てと学びのまちづくり～

子育て環境の充実を図り、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを生み、育てられるまちを目指します。また、心豊かにたくましく学び、生きる子どもを、地域社会全体で育むとともに、生涯にわたって学ぶことができるまちを目指します。

●子育てしやすいまちの形成

- 家庭と地域とが協力して、社会全体で子育てを支援していきます。
- 多様な子育てニーズに対応し、子育て環境を充実させることにより、子育て世代にとって暮らしがしやすいまちを形成していきます。
- 発達段階に応じた食育を推進し、元気な子どもを育んでいきます。

●心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成

- 学校教育の充実を図り、確かな学力を育成するとともに、個性や能力を十分に發揮し、たくましく生きる力を育んでいきます。
- 郷土を愛し、人を思いやる心や正義感、公共心を養うとともに、自然や生命を大切にする、豊かな感性や創造力を育む教育を進めていきます。
- 健康の大切さを自覚し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、食育の充実と体力の向上に取り組む教育を進めていきます。
- 家庭教育やキャリア教育などの推進を通じて、学校と家庭・地域とが連携して、地域社会全体で教育を進めています。
- 生きがいや自己実現、人生の豊かさなどの源となる、生涯学習やスポーツ活動などを促進していきます。





3

産業革新都市

～新産業とにぎわいの創出～

モノづくり産業を中心とした区内の産業集積を生かしつつ、社会経済状況の変化を踏まえた産業構造の転換への対応や、新産業の創出を支援するとともに、商業の振興を図り、地域経済が持続的に発展するまちを目指します。また、区の観光資源を積極的に情報発信することにより、人を引き付ける魅力あるまちを目指します。

●活力ある地域経済づくり

- 国の産業クラスター計画と歩調を合わせ、つくばエクスプレス沿線の地域間連携や产学公連携によるモノづくりクラスターの形成を計画的に進めることにより、モノづくりのまちの再構築を図っていきます。
- 国、東京都、調査研究機関等との連携を強化し、区が中小・零細企業振興のポータル（窓口）となり、個々の企業や起業家のニーズに合った支援策を提供していきます。
- 意欲ある商店街の振興や都電などの観光資源の活用により、商業の活性化を図っていきます。

●人が集う魅力あるまちの形成

- 地域や産業の活性化を図るため、新たな観光資源の発掘、形成などにより、観光振興を推進していきます。
- 都電荒川線や隅田川、あらかわ遊園などの区内の観光資源、歴史文化資源を有機的に結び付け、回遊性を高める取組を進めています。
- 近隣区との連携を強化し、地域間連携による観光ルートづくり、区内外への積極的な観光情報の発信や観光客が荒川区を訪れ楽しめるような環境の整備を進めています。





環境先進都市

～東京をリードする環境施策の発信～

地球環境を守るために、内外から注目される先進的な地球温暖化・ヒートアイランド対策を、地域ぐるみで積極的に推進するまちを目指します。また、隅田川や公園など、水と緑に恵まれた良好な居住環境や美しい街並みを大切にした景観の形成に配慮したまちを目指します。

● 地球環境を守るまちの実現

- 地域のコミュニティを生かした、様々な地球温暖化・ヒートアイランド対策を荒川区から発信し、地球環境対策をリードしていきます。
- 屋上や壁面など、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、地域に花や緑を増やす取組を進めていきます。
- 区民の環境に対する意識を高めるとともに、次代を担う子どもたちへの環境教育を推進していきます。
- 区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型の社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を図っていきます。
- 環境ビジネスの視点から、再生可能なエネルギーや資源の活用など新たな環境保全の取組を支援していきます。

● 良好で快適な生活環境の形成

- 都心に近接した立地と交通の利便性を生かしつつ、身近な居住環境の整備を図り、住みやすく働きやすい快適なまちを形成していきます。
- 下町の風情を残した街並みを生かして、開発と調和の取れた魅力ある景観づくりを推進していきます。
- 公園の整備や電線の地中化など、環境に配慮した清潔で美しいまちづくりを推進していきます。





5 文化創造都市

～伝統と新しさが調和した文化の創出～

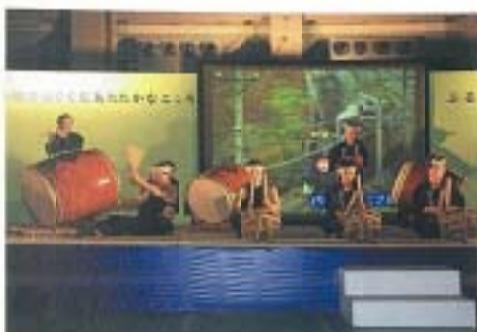
伝統文化の継承と新しい文化の創造とが調和している多彩なまちを目指します。また、あらかわのまちに息づく連帯感や助け合いの心、下町らしい人情味あふれるコミュニティを最大限に生かして、地域の連携と協働が活発に行われるまちを目指します。

●伝統文化の継承と都市間交流の推進

- 先人たちが創り育んできた伝統工芸や伝統文化の保存や継承に努めるとともに、新たな文化の創造を図り、伝統と革新とが調和した文化振興を推進していきます。
- 区民が芸術文化に触れる機会の拡充を図るとともに、地域の文化資源の発掘と積極的な情報発信を進めています。
- 都市間交流など、国内外の交流を活発に進め、郷土や地域文化に対する誇りと愛情を深めるとともに、異文化に対する理解を促進していきます。

●活気ある地域コミュニティの形成

- 町会や自治会などの自主的な活動を支援するとともに、ボランティア活動に対する普及啓発を進め、地域コミュニティの機能を更に高める取組を進めています。
- 新しく区民となられた方々が円滑にコミュニティへ参加できるよう支援し、地域社会の活性化を図っていきます。





6

安全安心都市

～防災まちづくりと犯罪ゼロ社会の実現～

都市基盤の整備を着実に進めるとともに、地域コミュニティが機能している荒川区の強みを最大限に生かし、ハード、ソフトの両面から、災害に強い安全なまちを目指します。また、地域ぐるみでの防犯活動や交通安全対策を通じて、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちを目指します。

●防災・防犯のまちづくり

- 災害に強いまちづくりに向けて、木造密集地域の改善や減災を視野に入れたまちづくりを進めていきます。
- 地域の防災組織の活動の支援に取り組むとともに、関係機関との連携の強化や区民への情報提供の充実を図り、災害に強い安全なまちの実現を目指していきます。
- 子どもや高齢者などを地域で守る体制づくりを進め、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちの実現を進めていきます。

●利便性の高い都市基盤の整備

- 豊富な交通ネットワークを有効活用するとともに、幹線道路の整備や生活道路の拡幅を計画的に進めるなど、都市の基盤づくりを確実に進めていきます。
- 再開発による拠点整備を進め、多様な都市機能が集積した、にぎわいのある市街地を形成していきます。





5 将来像の実現に向けた区の取組

真の豊かさにつながる区民の幸福度の向上こそが区政の役割であるという考え方の下、G AH(グロス・アラカワ・ハッピネス=荒川区民総幸福度)という尺度を区政に取り入れ、区民とのパートナーシップを大切にした区民に信頼される質の高い区政を推進していきます。

●区民の主体的な区政参画と連携強化

- 自立した区民が、主体的に自らのまちをつくり上げていくことを基本に、区政参画の仕組みづくりや参加機会の拡大を図り、区との連携を強化していきます。

●積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進

- 区民への説明責任を果たすため、区政情報を積極的に分かりやすく発信するとともに、情報技術の活用などにより区と区民との双方向のネットワークを構築していきます。
- 透明性の高い公正な区政運営を進めるとともに、区民のニーズに迅速かつ適切に対応する信頼される区役所づくりに努めていきます。

●目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進

- 「区政は区民を幸せにするシステムである」というドメイン(事業領域)の下、政策目標を明確に設定し、すべての事務事業を対象とした行政評価システムなどを実施することにより、成果を重視した戦略的な行財政運営を行っていきます。
- 先進的な施策や創意あふれる事業を開拓することにより、区民サービスの向上や施策の充実を重視した新しい形の行政改革を不断に推進し、財政の健全化と効率的かつ効果的な区政の実現を図っていきます。
- 質の高い行政サービスを提供するため、職員の意識改革や意欲向上を促すとともに、能力開発を通じた人材育成を図っていきます。

《用語解説》

・区民

在住区民に加え、区内在勤・在学の昼間区民も含む、荒川区に住み、働き、学ぶ区民。

・ユビキタス社会

現在のIT社会が更に成熟し、生活環境のあらゆる場所にコンピュータやICチップなどが埋め込まれ、利用者が場所や時間に制限なく、情報を自由自在にやりとりできる社会。

・ニート

英国で生まれた言葉(NEET = Not in Education, Employment or Training)。教育機関に所属せず、雇用されておらず、職業訓練に参加していない者を指す。

・団塊の世代

昭和22年から24年にかけての第一次ベビーブームに生まれた世代。厚生労働省の統計では約800万人。日本の高度経済成長を支えたが、2007年以降、定年退職により大量退職の時季を迎えることになる。

・区政改革懇談会

区民の意見を区政に反映し、区民の立場から施策展開を図るために、平成17年7月に設置された、区内に在住・在勤・在学の公募委員(67名)で構成された懇談会。区の目指すべき将来像について検討を行い、その成果を平成18年2月に提言。

・健康寿命

介護を受けずに自立して暮らせる期間。平均寿命から日常生活を大きく損ねる病気やけがの期間を差し引いて算出。高齢社会にあっては、単に寿命の延伸だけではなく、生活習慣病を予防し、健康寿命をいかに延ばしていくかが課題。

・早世

若くして死ぬこと。早世の原因であるがんや心臓病を予防するためには、食生活の改善や運動などが重要。

・健康づくり

平成14年に成立した健康増進法では、国民の責務として、「健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない」と明記。荒川区では、「荒川区生涯健康都市づくり戦略」を定め、戦略目標として、今後5年間で、健康寿命の1年延伸と働き盛り世代の早世の10%減少を掲げている。

・バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア(障壁)となるものを除去するという意味で、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべてのバリア(障壁)を除去することを指す。

・ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をあらかじめデザインするとの考え方である。

・キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。荒川区では、小中学生が夢や希望を持って人生を切り拓いていくため「ようこそ青年海外協力隊」事業を開始するとともに、中学生を対象に、勤労を体験しながら学ぶことができる勤労留学を実施している。

・産業クラスター計画

地域産業の活性化や競争力の向上に向けて、地域の中小企業等が、大学・研究機関等の研究成果を活用して、有機的なネットワークや新事業を創出することを支援する経済産業省の計画。荒川区では、「荒川区モノづくりクラスター(MACC=Monozukuri Arakawa City Cluster)プロジェクト」を立ち上げ、荒川版クラスター形成に向け「産学官の顔の見えるネットワーク」の構築を目指している。

・再生可能なエネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出し、一度利用しても比較的短期間に再生することが可能なエネルギーを指す。具体的には、太陽光、風力、地熱、バイオマスなど。

・減災

災害時の被害の発生をあらかじめ想定した上で、その被害を最小限に抑えることを目標として対策を講じていくことを指す。

・地域の防災組織

主に町内会・自治会が母体となって、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体。荒川区では、各町会・自治会単位で防災区民組織(117組織)を結成し、災害時に初期消火や救援・救護、平常時に防災意識の啓発や防災訓練などを実施している。

・豊富な交通ネットワーク

荒川区内には、都電荒川線、JR山手線・常磐線・京浜東北線、東京メトロ千代田線・日比谷線、京成線、つくばエクスプレスの駅があるほか、平成19年度には日暮里・舎人ライナー、平成22年度には成田新高速鉄道が開業予定。

・GAH(=Gross Arakawa Happiness)

荒川区では、「区政は区民を幸せにするシステムである」というドメイン(事業領域)の具体化を図るために、グロス・アラカワ・ハッピネス(荒川区民総幸福度)を区政の尺度として取り入れることとし、現在、調査・研究を進めている。

・「区政は区民を幸せにするシステムである」

真の豊かさにつながる区民の幸福度の向上こそが区政の役割である、という考え方に基づく荒川区のドメイン(事業領域)。

・行政評価システム

区民への説明責任の徹底や職員の意識改革を図るため、荒川区におけるすべての事務事業について、政策・施策・事務事業の各階層で分析・評価を行い、事務事業の改善や予算編成等に活用するシステム。平成18年度から本格実施し、評価結果は区民に公表する。

荒川区基本構想の構成

策定の背景

- 区を取り巻く環境変化への対応
- ・IT化・デジタル化の進展
- ・所得格差の拡大(将来に希望が持てない人の増加)
- ・少子高齢社会の一層の進行
- ・まちの構造変化
- ・住民意識の変化

など

位置付け

- おもね20年後の荒川区の将来像とその実現に向けた取組の明確化
- 区の行財政運営を総合的・計画的に進めるための最上位計画

基本理念 ●すべての区民の尊厳と生きがいの尊重 ●区民の主体的なまちづくりへの参画 ●区民が誇れる郷土の実現

将来像:「幸福実感都市 あらかわ」

○荒川区の強みの活用:交通の利便性 荒川川の水辺空間 人情味あふれるコミュニティ モノづくり産業の集積
○地域の更なる魅力の向上:安全で安心な暮らし 環境に配慮したまち 幸せ健康な生活

6つの都市像

生涯健康都市

～健康寿命の延伸と早世の減少の実現～

- 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現
- 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

子育て教育都市

～地域ぐるみの子育てと学びのまちづくり～

- 子育てしやすいまちの形成
- 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成

産業革新都市

～新産業とにぎわいの創出～

- 活力ある地域経済づくり
- 人が集う魅力あるまちの形成

環境先進都市

～東京をリードする環境施策の発信～

- 地球環境を守るまちの実現
- 良好で快適な生活環境の形成

文化創造都市

～伝統と新しさが調和した文化の創出～

- 伝統文化の継承と都市間交流の推進
- 活気ある地域コミュニティの形成

安全安心都市

～防災まちづくりと犯罪ゼロ社会の実現～

- 防災・防犯のまちづくり
- 利便性の高い都市基盤の整備

将来像の実現に向けた区の取組

- 区民の主体的な区政参画と連携強化

- 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進

- 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進

參 考 資 料

平成18年 3月 9日
17荒總録第1767号

荒川区基本構想審議会会长 殿

荒川区長
西川 太一郎

諸 問

荒川区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、以下の事項について、
貴会に諮問します。

記

新たな荒川区基本構想について

(諮問趣旨)

平成11年に現行の基本構想を策定して以降、少子高齢化の更なる進行や再開発の進展に伴う
軒入者との増加、製造業や小売業等の事業所数の減少やヒートアイランド現象に見られる環境問題の
深刻化、防災・防犯に対する意識の高まりなど、区を取り巻く環境は急激に変化している。

このような中、区民、事業者、地域団体、そして区という様々な主体が、貴重な社会資源を有効に活
用し、都心に至近な立地ポテンシャルなどを最大限活かして、誰もが誇りと自信を持つことができる魅
力と活力あふれるまちを創造していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、概ね20年後の区の目指すべき将来像を示し、新たなまちづくりの方向性
を明らかにする新たな基本構想の策定に向けた調査・審議を求めるものである。

平成18年12月19日

荒川区長
西川 太一郎 様

荒川区基本構想審議会会長
阿久戸 光晴

新たな荒川区基本構想について（答申）

本審議会は、本年3月9日付17荒総秘第1767号により、貴職から新たな荒川区基本構想について諮問いただき、鋭意審議を重ねてまいりましたが、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

答申に当たっては、この答申が今後策定される新しい基本構想に十分反映されるとともに、基本構想の理念を踏まえた基本計画、実施計画などの策定を通じて区の施策に具体化され、確実に実践していくことを要望いたします。

また、区民や事業者の皆様が、あらかわのまちづくりに主体的に参画され、成果が着実に積み重ねられていくことを期待いたします。

なお、熱心に審議いただいた各委員を始め、荒川区の目指すべき将来像について御提言いただいた区政改革懇談会の皆様、御意見をお寄せいただいた区民の皆様に心から感謝を申し上げます。

荒川区基本構想審議会条例

昭和61年6月24日
条例第28号

(設置)

第1条 荒川区基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に資するため、区長の附屬機関として、荒川区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の策定に関する必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員30人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区議会議員
- (3) 区内各種団体の構成員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 区職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条に規定する答申をしたときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者又は参考人の意見を聞くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、区職員のうちから区長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の審議を補佐する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒川区基本構想審議会条例施行規則

昭和61年6月24日
規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区基本構想審議会条例(昭和61年荒川区条例第28号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 区長は、条例第3条の規定に基づき委員を委嘱し、又は任命する場合は、次の各号に掲げる者につき当該各号に掲げる人員の範囲内において委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区議会議員 7人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 13人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人
- (5) 区職員 2人以内

(小委員会)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 小委員会について必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。(平14規則7・平17規則27・平18規則39一部改正)

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

荒川区基本構想審議会委員名簿

○会長、○会長職務代理

区分	氏名	所属団体等
学識経験者	○阿久戸 光晴	聖学院大学学長
	○寺前 秀一	高崎経済大学教授
	今井 康夫	住友金属工業(株)専務執行役員 前(財)産業研究所顧問
	大石 久和	(財)国土技術研究センター理事長
	香川 芳子	女子栄養大学学長
	二神 勝一	愛知学院大学教授、早稲田大学名誉教授
	恵 小百合	江戸川大学教授
区議会	茂木 弘	荒川区議会議員
	竹内 捷美	荒川区議会議員
	萩野 勝	荒川区議会議員
	相馬 留一	荒川区議会議員
	志村 博司	荒川区議会議員
区内各種団体の構成員	大和田 博	前荒川区町会連合会代表世話人
	岡本 義雄	(社)荒川区シルバー人材センター会長
	櫻井 善忠	区政改革懇談会座長
	澤野 修一	(株)羽二重団子代表取締役
	竹内 一	東京商工会議所荒川支部会長
	中村 文雄	(学)国際共立学園 国際理容美容専門学校理事長
	福田 清子	荒川区女性団体の会常任相談員
	藤岡 竜之	荒川区体育協会会长
	藤川 澄十郎	日本舞踊藤川流家元
関係行政機関	鈴木 尚志	東京都交通局参事
区職員	三鷹 重信	荒川区助役

(敬称略)

荒川区基本構想の策定経過

●荒川区区政改革懇談会から区長へ提言書

「荒川区の目指すべき将来像について」提出(平成18年2月5日)

●基本構想審議会委員の委嘱(平成18年3月9日)

●基本構想審議会

回 数	開 催 日	内 容
第 1 回	平成18年 3月 9日	区長から新たな基本構想について諮詢
第 2 回	平成18年 4月20日	産業・観光、街づくり分野の検討
第 3 回	平成18年 5月11日	教育・文化分野の検討
第 4 回	平成18年 6月 8日	子育て、健康、福祉分野の検討
第 5 回	平成18年 7月 6日	環境、防災・防犯・コミュニティ分野の検討
第 6 回	平成18年 7月25日	総括審議①
第 7 回	平成18年 8月31日	総括審議②
第 8 回	平成18年11月 2日	答申案の確認 パブリックコメントの実施
第 9 回	平成18年12月19日	パブリックコメント実施結果の確認 新たな基本構想案を区長へ答申

●起草委員会

回 数	開 催 日	内 容
第 1 回	平成18年 7月25日	委員会の運営について
第 2 回	平成18年 9月19日	答申案の検討①
第 3 回	平成18年10月17日	答申案の検討②

●区議会の議決(平成19年3月14日)

平成19年3月 登録(18)0067号

荒川区基本構想

発行 荒川区総務企画部総務企画課

〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3

電話03(3802)3111

幸福実感都市 あらかわ
荒川区基本構想